

令和2年度第2回周南市地域包括支援センター運営協議会及び  
地域密着型サービス運営委員会議事録（要点筆記）

日時 令和2年10月30日（金） 19時～20時00分  
場所 周南市役所本庁舎 多目的室  
出席者 小林武生委員（地域包括会長）、服部委員（地域密着会長・地域包括副会長）、武居委員、小林三津子委員、柳委員、松田委員、山本委員（地域密着副会長）、高辻委員、三芳委員、松原委員  
【出席10名、欠席3名】  
事務局 地域福祉課長、指導監査室長 他6名

1 地域福祉課長あいさつ

2 議事

**【令和2年度第2回周南市地域包括支援センター運営協議会】**

**会長・副会長の選出**

委員改選後初の委員会のため、会長、副会長を推薦にて選出

**会長の選出について**

- ・意見なしのため、事務局より小林委員を推薦  
異議なく、会長は小林委員に決定

**副会長の選出について**

- ・小林会長より、副会長に服部委員の推薦  
異議なく、副会長は服部委員に決定

**（1）周南市地域包括支援センターの運営について**

**○事務局**

地域包括支援センター及び周南市地域包括支援センター運営協議会について説明

- ・地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。
- ・周南市地域包括支援センター運営協議会は地域包括支援センターの中立、公正な運営を確保することを目的としている。
- ・周南市地域包括支援センター運営協議会では、①地域包括支援センターの設置等に関すること、②地域包括支援センターの運営及び評価に関すること、③地域における多機関ネットワークの形成に関すること、④その他地域包括支援センターの運営に必要な事項について協議する。

〔質疑なし〕

## （２）令和元年度地域包括支援センター事業評価の結果について

### ○事務局

令和元年度の地域包括支援センター事業評価の結果について説明

- ・国において全国で統一している評価指標が策定されたことから、本市においてもこの評価指標を用いて各センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた検討を通じて、業務の重点化・効率化等を進めていく。
- ・本市のセンターの平均は「権利擁護」を除く業務で全国平均並みか、それを上回っている。
- ・各センターからの聞き取りの結果、①個人情報の管理に関する方針の提示、②相談事例解決の際の市とセンターの連携、③（特に高齢者虐待を疑われる事例について）市・センター間の共通理解の浸透、④消費者被害に関する情報の提供、⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の公平性・中立性確保の方針の提示を課題とし、今後取組みを強化する。

〔質疑なし〕

**【令和２年度第２回周南市地域包括支援センター運営協議会終了】**

## 【令和2年度第2回周南市地域密着型サービス運営委員会】

### (1) 委員長、副委員長の選出

#### 会長の選出について

- ・自薦なし。  
事務局から、前回に引き続き服部委員を提案。  
異議なく、服部委員に決定。

#### 副会長の選出について

- ・自薦なし。  
事務局から、山本委員を提案。  
異議なく、山本委員に決定。

### (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について

#### ○事務局

##### 地域密着型サービス事業者の指定について

- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、6年ごとに指定更新が必要となる。
- ・今回は、指定の新規申請が1件、更新申請が7件ある。

##### 小規模多機能型居宅介護について（1事業所）

- ・同一の介護事業者が「通所」を中心として、「訪問」、「泊まり」を一体的に提供することができるサービスである。
- ・人員基準として、日中は、従業者を通いサービス提供として利用者3人に対し1人の割合、訪問サービス提供として1人を配置する必要がある。また、夜間・深夜においては従業者1人と宿直勤務の配置が必要となる。
- ・市内には現在6事業所がある。

##### 「小規模多機能型居宅介護 のんたⅢ」（更新申請）

従業員の勤務体制・勤務体制一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

##### 認知症対応型共同生活介護について（3事業所）

- ・認知症の方を対象に、共同生活住居において、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスである。

- ・人員基準として、従業者を、日中は利用者3人に対し1人の割合、夜間・深夜は1人配置する必要がある。
- ・市内には現在20の事業所がある。

「グループホーム天王園」(更新申請)：ユニット数1、利用定員9名

「グループホームさるびあ」(更新申請)：ユニット数2、利用定員18名

「グループホームせせらぎ」(更新申請)：ユニット数1、利用定員9名

以上の3つの事業所について、いずれも指定基準を満たしており、また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

#### 地域密着型通所介護について（3事業所）

- ・地域密着型通所介護は、通称デイサービスと呼ばれる通所介護のうち、一日の利用定員が18名以下の事業所である。少人数の利用であることから、個別ケアを図ることができる、従業者と顔なじみの関係が築けるといふ特徴がある。
- ・市内には現在19の事業所がある。

「デイサービスセンター ぜろ庵」(新規申請)

- ・利用定員は10人を予定。
- ・現在建設中のため、設備基準についての現地確認は来月行い、基準を満たしていることを確認した上で指定する。

「えがおデイサービスセンター」(更新申請)

「JAデイサービス須々万ぺんぎん」(更新申請)

共に指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件はない。

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について（1事業所）

- ・原則要介護3以上の要介護者を対象とした、利用定員が29人以下の小規模の特別養護老人ホーム。
- ・市内には現在1事業所のみ。

「地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑」(更新申請)

指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件はない。

#### ○会長

意見のある方は。

[質疑なし]

#### (3) 指定地域密着型サービス事業所の異動について

## ○事務局

- ・今回事業所の廃止の届出が1件あった。

### 廃止届

地域密着型通所介護「リハビリデイサービスあけぼの」

- ・利用定員10名。
- ・当事業所が医療機関内にあり、利用者の新型コロナウイルス感染の危険性が高く、また終息の見通しが立たないという理由で、令和2年6月1日から休止をしていた。
- ・依然としてコロナの終息が見通せず、運営上、人員上事業継続は困難と事業者が判断し、令和2年11月30日で事業廃止。
- ・利用者については、休止する段階で他事業所への移行を完了している。

## ○委員

今のところコロナに関しての廃止・休止はこの件だけか。

## ○事務局

一時的に休止したところは、認知症対応型通所介護事業所で1件あったが、届出という形で休止・廃止があったのはこの件だけである。

## ○会長

意見のある方は。

[質疑なし]

## (4) 地域密着型サービス事業所の募集状況について

### ○事務局

本市が策定する介護保険事業計画に基づき、今年度は、令和2年7月1日から令和2年8月7日まで、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を募集したが、応募なし。

### ○委員

今後継続の募集はするのか。

### ○事務局

2次募集の予定はない。

### ○委員

介護保険事業計画に残したまま、募集をしないということか。

**○事務局**

そういうことになる。

**○会長**

意見のある方は。

〔意見なし〕

以上で議題は終了とする。

**【令和2年度第2回周南市地域密着型サービス運営委員会終了】**